

令和5年度の荒廃農地面積 (令和6年3月31日現在)

(単位: 万ha)

	今回新たに発生した面積		今回新たに再生利用された面積		再生利用が可能な荒廃農地(A)		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B)		参考値 荒廃農地面積計(A+B)	
	農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域	
令和5年	2.5	1.4	1.0	0.6	9.4	5.7	16.3	7.0	25.7	12.7
(参考)令和4年	2.8	1.6	1.1	0.7	9.0	5.5	16.3	7.1	25.3	12.6

注：1 調査期日及び調査期間

荒廃農地の各面積：令和6年3月31日現在

新たに発生した面積、再生利用された面積：令和5年4月1日～令和6年3月31日

- 2 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県下5町村（富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯館村）のほか、東京都下1村（小笠原村）の計6町村を除いた1,713市町村の調査結果を集計。
- 3 令和6年能登半島地震の影響により調査が行えなかった石川県下6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、内灘町、志賀町、穴水町）については、「再生利用が可能な荒廃農地」、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」及び「荒廃農地面積計」のみ令和4年度の荒廃農地面積（令和5年3月31日時点）の数値を用いて集計した。
- 4 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- 5 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のこと。
- 6 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のこと。農地法第32条第1項第1号の遊休農地と同じものを指す。
- 7 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」のこと。

令和5年度の都道府県別の荒廃農地の発生状況

(単位:ha)

都道府県名	今回新たに発生した面積		今回新たに再生利用された面積		再生利用が可能な荒廃農地(A)	農用地区域	参考値			
	農用地区域		農用地区域				再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B)	農用地区域	荒廃農地面積(A+B)	農用地区域
北海道	74	53	39	32	638	494	472	294	1,109	788
青森県	1,125	891	210	132	3,221	2,482	1,251	688	4,472	3,171
岩手県	477	303	327	146	1,689	936	1,891	1,118	3,580	2,054
宮城県	496	261	272	149	1,782	1,039	2,801	1,148	4,583	2,187
秋田県	98	93	120	116	376	343	168	141	544	485
山形県	81	67	50	41	1,091	889	864	603	1,956	1,492
福島県	1,210	774	664	437	7,886	5,083	4,788	2,393	12,673	7,477
茨城県	1,278	613	498	288	6,158	3,409	5,234	2,882	11,392	6,291
栃木県	222	125	110	62	895	538	1,075	324	1,970	862
群馬県	661	347	237	147	2,560	1,718	6,434	2,506	8,995	4,224
埼玉県	805	546	329	223	2,657	1,801	1,114	518	3,772	2,319
千葉県	1,531	746	351	202	7,476	3,734	4,204	1,060	11,680	4,793
東京都	50	20	36	12	538	282	2,449	774	2,987	1,056
神奈川県	108	50	61	30	708	353	899	272	1,607	625
山梨県	319	232	252	197	1,769	1,242	4,704	2,368	6,473	3,610
長野県	1,579	943	485	295	4,818	3,084	8,970	4,235	13,787	7,319
静岡県	581	366	199	133	2,605	1,618	4,468	2,488	7,074	4,106
新潟県	114	86	31	30	227	170	2,222	1,322	2,448	1,492
富山県	67	53	25	20	185	142	90	33	275	175
石川県	1,070	629	35	22	1,323	960	5,640	2,277	6,963	3,237
福井県	105	59	17	12	355	233	386	119	742	352
岐阜県	235	124	45	27	688	411	1,798	607	2,486	1,018
愛知県	487	276	182	125	2,307	1,369	2,088	316	4,394	1,685
三重県	697	216	102	66	2,868	1,450	3,022	614	5,890	2,064
滋賀県	142	89	97	66	783	560	1,160	552	1,942	1,112
京都府	110	40	19	11	134	68	442	181	576	249
大阪府	52	15	26	8	202	68	153	18	355	86
兵庫県	166	113	61	42	991	744	683	544	1,674	1,288
奈良県	186	81	73	47	617	274	857	341	1,473	614
和歌山県	159	125	176	145	938	657	2,063	1,482	3,001	2,139
鳥取県	403	265	86	65	1,041	739	2,260	696	3,301	1,435
島根県	314	167	46	22	1,279	597	4,914	1,656	6,193	2,253
岡山県	1,956	580	895	249	4,228	2,062	7,018	2,338	11,246	4,400
広島県	462	206	74	54	741	514	7,029	2,647	7,770	3,161
山口県	1,040	467	213	76	1,506	768	6,955	3,422	8,461	4,190
徳島県	159	83	28	22	1,464	1,053	1,722	1,077	3,186	2,131
香川県	347	188	132	87	1,109	663	6,629	1,684	7,737	2,347
愛媛県	437	252	182	110	1,122	601	11,810	5,002	12,932	5,604
高知県	211	101	38	25	1,097	612	929	256	2,026	868
福岡県	249	119	274	109	1,974	1,229	2,276	765	4,249	1,993
佐賀県	464	244	128	96	1,645	1,123	5,891	3,085	7,536	4,208
長崎県	1,117	510	345	215	3,269	1,847	10,806	4,961	14,075	6,808
熊本県	902	476	259	134	4,039	2,146	8,031	3,135	12,069	5,281
大分県	700	438	1,008	570	1,842	1,268	4,330	2,370	6,172	3,638
宮崎県	669	285	103	76	1,430	1,046	1,690	951	3,120	1,998
鹿児島県	775	474	483	284	5,052	2,894	7,098	2,868	12,149	5,761
沖縄県	541	439	425	363	2,498	2,026	1,080	641	3,578	2,667
全 国	25,030	13,630	9,849	5,820	93,820	57,343	162,856	69,770	256,676	127,113

※ 調査期日及び調査期間

荒廃農地の各面積：令和6年3月31日現在

新たに発生した面積、再生利用された面積：令和5年4月1日～令和6年3月31日

※ 本表の数値は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県下5町村のほか、東京都下11町村の計6町村を除く、1,713市町村の調査結果を集計。

※ 令和6年能登半島地震の影響により調査が行えなかった石川県下6市町については、「再生利用が可能な荒廃農地」、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」及び

「荒廃農地面積計」のみ令和4年度の荒廃農地面積（令和5年3月31日時点）の数値を用いて集計した。

※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

※ 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」

のこと。農地法第32条第1項第1号の遊休農地と同じものを指す。